

一般社団法人日本有病者歯科医療学会認定歯科衛生士 試験施行要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、規則第11条の規定に基づき、認定歯科衛生士試験に関し必要な事項を定める。

(認定歯科衛生士試験の公示)

第2条 認定委員会による認定審査は、原則として毎年1回実施し、学会は3か月前までに認定歯科衛生士試験の公示を行うものとする。

(認定歯科衛生士試験)

第3条 認定歯科衛生士試験は書類審査、筆記試験、症例報告、口頭試問によって行われる。

第4条 申請者は、細則第3条の規定に基づき、認定歯科衛生士申請書類を委員会に提出し書類審査を受けなければならない。

(認定歯科衛生士試験の要件)

第5条 症例報告は、下記13症例とする。

1. 以下の(1)～(3)を満たす3症例

- (1) 全身疾患を有する患者の口腔管理。(3症例のうち少なくとも1症例は異なる疾患が含まれていること、また周術期症例が含まれていることが望ましい)
- (2) 医科との連携のもとで治療を行っていること
- (3) 摂食嚥下症例が含まれていることが望ましい

2. 全身管理下あるいは術中モニタリング下での歯科治療介助症例一覧(10症例以上)

- (1) 医科との連携のもとで治療を行っていること
- (2) 指導医または管理責任者のコメントを載せること

第6条 日本有病者歯科医療学会の会員であること

(認定歯科衛生士試験の判定)

第7条 認定委員会は提出書類、筆記試験、症例報告および口頭試問の内容により総合的な審査を行い、その合否を判定する。その結果を本学会理事会に報告し承認を得るものとする。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、令和7年3月14日に一部改正した。